

令和元年度

鞍手町住宅新築資金等
特別会計補正予算（第1号）

福岡県

鞍手町

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	貸付金回収金	707	△20	687
	1 貸付金回収金	707	△20	687
	歳入合計	707	△20	687

令和元年度 鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算」の名称を「令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替える。

令和元年度の鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ687千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日

鞍手町長 岡崎 邦博

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	諸支出金	707	△20	687
	1 繰出金	707	△20	687
	歳 出 合 計	707	△20	687

2 歳 入

1 款 貸付金回収金

△20千円

1 項 貸付金回収金

△20千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 貸付金回収金	千円 707	千円 △20	千円 687
計	707	△20	687

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 元金回収金	千円 △7	・福祉人権課児童人権係 元金回収金	△7 △7
2 利子回収金	△13	・福祉人権課児童人権係 利子回収金	△13 △13

3 歳 出

3 款 諸支出金

△20千円

1 項 繰出金

△20千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 他会計繰出 金	千円 707	千円 △20	千円 687	千円	千円	千円 △20 貸付金回収 金 △20	千円
計	707	△20	687	0	0	△20	0

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰出金	千円 △20	千円 ・福祉人権課児童人権係 △20 ○他会計繰出金 △20 28 繰出金 △20 一般会計繰出金 △20